

# フランスの大学改革

大 場 淳

知識経済と言われる今日、知の生産と活用は国際競争の勝敗を握る鍵とされる。

欧州では、20 世紀末、2010 年を目標として、それに対応する二つの政策が打ち出された。1999 年のボローニャ・プロセス（欧州高等教育圏構想）と 2000 年の欧州研究圏構想である。前者は、各国の高等教育制度の収斂を図りつつ透明性・流動性を高めることによって、欧州高等教育の国際的競争力を強化することを主たる目的とする。後者は欧州を世界で最も競争的で活力ある知識基盤経済とすることを目標とするリスボン戦略に組み込まれ実施され、大学<sup>1</sup>はその目標を達成するための最も重要な手段とされる。

両構想の下で、欧州各国は、大学の生産性向上を目的とした様々な高等教育・研究政策を展開してきた。それはフランスも例外ではなく、両構想は近年の大学改革に色濃く反映されてきた。

## フランスにおける大学改革

### （1）教育改革～LMD の導入

2002 年、欧州高等教育圏に対応した学位構造—学士・修士・博士—に基づく教育体系である LMD が導入された。LMD の主要な要素は、①欧州各国と整合性のある学位構造と学修内容を示す学位附属書の交付、②単位制度（ECTS）に基づく大学教育、③学際的教育や領域横断的教育、教養教育、職業教育の推進、④教育の質保証である。

LMD 導入に際して教育省<sup>2</sup>は、単に既存の課程を欧州標準に合わせて再編成するだけでなく、科目間の壁を可能な限り取り払い、学問領域の大きな括り（domaine＝学域）毎に学際的な教育課程を編成することとした。また、同時に、教養教育やキャリア教育の推進、教育の職業専門化の推進、学生の多様化に対応した教授法の採用、学生の移動拡大（外国の大学や企業等との）、学生支援の充実、教育評価の実践など、教育の改善を図るための様々な方策の実施を求めた。

同時に、従来大学教育を細かく規定していた教育編成要領<sup>マケット</sup>が廃止され、大学が自由に教育課程を構想できるようになるといった規制緩和が図られた。

LMD 適用は各大学に委ねられていたが、教育省の強い誘導政策もあって、制度導入直後程なく普及した。その一方で、制度導入時には、市場化を伴う改革に少なからぬ反発が

<sup>1</sup> 大学には大学外の高等教育機関を含む。

<sup>2</sup> 内閣が代わるごとに省庁構成が変わるため、教育行政を所管する省の名前が一定しない。本稿では、便宜上教育行政所管省を「教育省」、担当大臣を「教育大臣」と記する。

あった。導入後も、新しい教育課程は旧課程の焼き直しに過ぎなかったり、規制緩和に伴って学位の名称が過度に多様で透明性を欠くといった新たな課題が生じた。

更に、学習成果の認定を含む教育の質保証や学習支援等にかかる数多くの課題が指摘されており、LMD 導入の成果は未知数である。

## (2) 質保証制度の整備～AERES

質保証制度の整備は、ボローニャ・プロセスにおいて各国政府に対して最優先事項として促されている。フランスは、評価規準書作成といった評価制度の充実に努めてきたが、その総仕上げとなるのが 2007 年の研究・高等教育評価機関 (AERES) の設置である。

AERES は、2006 年の研究計画法に基づいて、大学評価委員会 (CNE)、研究評価委員会 (CNR)、科学技術教育調査室 (MSTP) を統合した質保証機関で、機関評価、研究グループの評価、教育課程の事前審査、学内の教員評価制度の (メタ) 評価を行う。従来、大学評価を行う機関が並立して多様な評価活動が錯綜していたが、AERES はかかる状況を改善し、欧州・国際的水準に基づいて整合性ある評価を実施することが期待されている<sup>3</sup>。

## (3) 予算配分方式の見直し～LOLF の適用

2006 年以降、政府の予算は、目的によって予算を管理する予算組織法 (LOLF) に基づいて編成・執行されている。新公共経営 (NPM) を色濃く反映する LOLF は、効率的な予算執行を担保するため、結果の平等よりも競争や業績指標の整備を重視する。国立機関である大学は、当然に LOLF の適用を受ける。

大学においては、伝統的に「一律と平等の原則」が重視されてきた。LOLF 導入後に平等原則が放棄された訳ではないものの、高等教育全般に関して競争が促されることとなった。2006 年の大学関連予算書では、高等教育の諸目標は大学の教育研究の卓越性並びに国際的認知に重点を置いたものとなった。それを踏まえて各目標の下で、具体的指標を伴って教育省が達成すべき事項が定められている。例えば目標 5「教育活動の国際的魅力度向上と欧州・世界の制度への統合」では、全ての高等教育制度は、今後、欧州・世界規模の競争に参画することとし、外国の制度と比較して劣らない質を国民に提供しなければならないと、また、フランス文化の威光を持続的に維持し、世界で重要な位置を占め続けるに十分に魅力的でなければならないとした。その目標を担保するため、①学生の国際移動率 (出入国、OECD 加盟国のみ)、②修士・博士課程における外国人学生 (バカロレア非保持者) の比率、③学士・修士課程における外国人学生の対日本人学生比較合格率、④修士・博士課

<sup>3</sup> 学士課程教育の事前審査は国民教育省が直接に行い、また教員評価に従事する全国大学評議会 (CNU) の機能が含まれなかったなど、大学評価全般を網羅した訳ではない。

程における共同学位数の四つが指標として選択され、いずれも 2010 年までの目標値が設定された。

これらの目標を達成するため、教育省は、学位授与権認証、契約（四年契約）を通じた予算措置、AERES による評価等によって、国の政策に沿った活動の実践を大学に促している。

#### （４）大学配置計画の見直し

大学配置計画とは、全国の大学の地理的配置、教育提供、研究・文献情報サービス活動、学位授与権認証、予算配分等の枠組となるもので、大学、州政府、高等教育・研究審議会（CNESER）<sup>4</sup>への諮問を経て教育大臣が決定する。従前、計画決定は、学生数の増加、国土開発、地方公共団体の役割拡大といった専ら国内的要因に基づくものであった。しかしながら、1990 年代末からの関連政策は大学の認知性及び可視性を重視したものへと変わり、国際的な要因が一層考慮されるようになった。その結果、計画は次第に競争を重視し、大学に多様化を求めるものとなっている。

1998 年に出された大学整備のための中期計画「大学三千年紀計画（U3M）」（2000～2006 年）は、学生数が安定したことを反映して、地方と共同で、教育研究環境の質的改善に重点を置きつつ大学整備を行う方針を示した。この計画は大学と地方の協力を拡大するとともに、地域の需要に応じた発展を各大学に促すことによって、既に現れていた多様化の傾向を決定付けるものとなった。

国際的には、ボローニャ・プロセスとともに、リスボン戦略が高等教育の経済への貢献拡大・卓越、競争、資源集中によって一を求めたことは、フランスのみならず欧州各国に大きな影響を与えた。同戦略は、フランスの高等教育・研究政策に色濃く反映されており、例えば、競争的研究資金によって戦略的に研究を推進する国立研究機構（ANR）が 2005 年に設置された。2006 年の研究計画法が規定した研究・高等教育拠点（PRES）は、地理的に近接する大学及び他の教育研究機関が連携・協働し、戦略計画を立案して特色ある卓越した教育研究を行うことを主目的の一つとしている。2009 年 7 月までに全国で 15 の PRES が設置され、その一部は統合を目指している。例えば、PRES エクス＝マルセイユを構成するエクサンプロバンス及びマルセイユの 3 大学は 2010 年に統合し、学生数約 7 万人（うち留学生 1 割）のフランス最大規模の総合大学となることが予定されている。

また、PRES と同時に研究計画法で設けられた課題別先端研究ネットワーク（RTRA）は、世界最先端の研究を目的とする高等教育・研究機関間の研究課題別の協力枠組である。

<sup>4</sup> 国民教育大臣を議長とする高等教育政策に関する諮問機関。大学等の高等教育機関関係者（教職員及び学生計 41 名）並びにその他の各界代表（教育、文化、学術、経済、社会等から計 21 名）で構成される。

その設置形態は私法の下で運用される科学協力財団で、より自律した運営が可能である。2006年10月、37提案から13計画が選ばれ、総額で2億ユーロの予算が充てられた。

更に2008年2月、仏ガス公社(EDF)の株式売却利益の50億ユーロを基にした特別予算で集中的に施設整備を行う「キャンパス計画(Opération Campus)」が発表された。本計画は、競争によって全国10地域を選定し、「真の生活の場を創造し、未来の大規模キャンパスを連携させ、国際的認知度を高めるため、大規模且つ集中的な投資によって既存のキャンパスを再開発し、活性化する」ことを目的としている。同年7月までに、卓越性等を基準として、提案された計画から10件が選考された。

#### (5) 自律性拡大～大学自由・責任法(LRU)

大学の自律性拡大は、国の権限が強い高等教育制度の中で、予てより大学が最も強く要望してきた事項の一つである。しかしながら、その要望は、長い間、大学の経営能力欠如からしばしば時期尚早であると考えられ、また、高等教育の機会均等を損なうものとして学生団体の多くが反対してきた。例えば、2003年に提案された高等教育機関自治法(後の大学改革法)案(フェリ法案)は、学生の強い抗議活動の前に撤回されている。

しかし、大学の自律性拡大は避け難いものであり、大学改革が争点の一つとなった2007年の大統領選挙では、主要三候補者ともに大学の自律性拡大を支持していた。当選したニコラ・サルコジは、大学運営に関して三者の中でも最も徹底した改革を提言しており、最優先で取り組むべき課題と位置付けていたのである。

サルコジの大統領就任直後、首相に任命されたフランソワ・フィオンは大学自治法案を発表し、内閣の最重要案件として早急に成立させる方針を示した。当該提案には、組織編成、教員採用、教育編成、研究機関や専門職<sup>グランド・ゼコール</sup>大学校、企業との協定締結にかかる自由が盛り込まれており、大学の自律性を大幅に拡大するものであった。但しフィオン首相は、学生に配慮して、入学者選抜及び登録料の値上げの可能性を否定している。同法案に対しては学生や教職員から反対の声が上がったものの、政府は最大の学生団体であるフランス全国学生連合(UNEF)の協力取付に成功し、同法案は大学の自由と責任に関する法律(LRU)として国会で可決され、2007年8月に公布された。LRUは、2009年より順次大学に適用されている(同年は20大学が新制度に移行)。

LRUの内容は多岐に渡るが、大学経営の安定化、意思決定の迅速化、教員自治の後退、教員採用にかかる大学の権限拡大、学生や地域代表の大学運営への参加拡大、学生支援の充実、組織編成や財務に関する裁量拡大等が含まれる。具体的には、学長の再任が可能となったこと(但し、任期は5年から4年に短縮)、学長選出母体が三評議会<sup>5</sup>から管理運営

<sup>5</sup> 管理運営評議会、学術評議会、教務・学生生活評議会の三つの全学評議会。管理運営評議会は議決機関であるが、他の二つは諮問機関である。いずれも学長が議長を務め、教職員・学生代表、外部者が

評議会に限定されたこと、同評議会の委員数縮減と他の二評議会に対する優位性拡大、管理運営評議会委員に企業代表者を含むこと、学生副学長設置の義務化、学生就職支援室の設置、入学希望者に対する事前指導の実施、UFRの改廃が省令事項でなくなったこと（契約で規定）、更に、教職員の給与を含む包括予算化、国からの施設設備（用地を含む）の所有権移転、財団設立等が可能となったことなどである。

## （6）教員制度改革

LRUは、教員制度についても様々な改革を予定したが、特に問題となったのは教員の職務の在り方であった。大学教員は、1984年の大学教員に関する政令第84-431号によって、各教員は1年間に講義128時間又は演習（travaux dirigés）192時間又は実習（travaux pratiques）288時間（あるいはこれら三者の組合せ）を担当することとされてきた<sup>6</sup>。個々の教員の職務内容（教育以外の活動を含む）は、当該基準に基づいて各機関で定められるが、その決定は教員（集団）に委ねられてきた。

かかる制度については、予てより業務配分にかかる硬直性や執行部における調整機能の欠如が課題として指摘されてきた。例えば、教員の職務について検討した2001年の教育大臣宛エスペレ報告は、個々の教員が所属する機関と複数年契約を結んで業務内容を決定することを提案した。また、2003年の教育大臣宛ベロック報告は、教員の研究水準を評価して3段階に分けて研究に従事した時間を算定し、それを踏まえて職務内容を定めることを提案した。これらの提案はいずれも当事者である大学教員の支持を得ることができず、実現されることはなかった。

LRUは、教員自治に任されていた職務内容決定について、その基本方針を管理運営評議会が定めることとした。これを受けて、2009年1月、教員の職務に関する政令案が教育省から出された。当該政令案は、教員は4年毎に評価を受けることとし、その評価に基づいて各教員の職務内容を大学が決定するというものであった。これに対して、教員の多くは、大学執行部が恣意的に評価・職務配分決定を行う可能性が高く、教員間に不要な競争をもたらして協働を阻害し、その結果教育研究の質が低下する恐れがあるとして強く反発した。学生団体もそれに同調し、大規模な抗議活動が長期に渡って全国的に展開された結果、政府案は大幅に見直を余儀なくされ、個々の教員の職務内容を変更する際には大学執行部は当該教員の同意を得ることで漸く決着した。

---

<sup>6</sup> ら構成される。  
<sup>6</sup> 研究には教育と同じ時間（講義等の準備のための時間を含む）を費やすものとされてきた。

## 終わりに

平等を重んじる伝統的な公役務概念で構成されてきたフランスの高等教育において、20世紀末以降、知識経済・社会化、情報化、世界化の進展の前に平等原則が大幅に後退し、他国同様に、新自由主義的施策が広範に採用されることとなった。そして近年、卓越性や国際的認知を追求した施策が矢継ぎ早に実施され、競争が促されるとともに大学の自律性拡大や多様化が図られてきたのである。

しかしながら、そうした市場化を進める政策に対しては、その効果や手法に対して数多くの疑問や懸念が示されている。その一方で、現在においても市場化が徹底されている訳ではなく、入学者不選抜や低廉な登録料、国家学位制度、地理的適正配分に見られるように伝統的な平等原則は高等教育制度の根幹に位置付いている。いずれにせよ、当事者抜きで推進された感の強い一連の改革の実効性には疑問が多く、現段階において、その成否は未知数である。

### 【参考文献】

※紙幅の制約から筆者編著による論考のみ記載した。本稿記述にかかる原典については、以下の文献を参照されたい。

大場淳（2005）「欧州高等教育圏創設とフランスの対応—新しい学位構造（LMD）の導入を巡って—」大学論集第35集、171-192頁。

大場淳（2006）「フランスにおける大学自治—2003年の高等教育自治法（大学改革法）案を巡って—」大学論集第37集、37-59頁。

大場淳（2007）「フランスにおける国家予算制度改革と大学への影響—自律性拡大と評価制度整備に向けて—」大学論集第38集、103-124頁。

大場淳（2008）「ボローニャ・プロセスとフランスにおける高等教育質保証—高等教育の市場化と大学の自律性拡大の中で—」大学論集第39集、29-50頁。

大場淳（2009）「高等教育の市場化：平等と卓越の狭間で—フランスにおける公役務概念の変化に着目して—」大学論集第40集、36-49頁。

大場淳（2009）「大学改革の動向」フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版、161-170頁。

大場淳編（2009）『フランスの大学評価』広島大学高等教育研究開発センター（高等教育研究叢書104）。